

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

(11月27日)  
(第28号)

第28号  
11月27日



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 28 号

○平成25年11月27日（水曜日）

---

### 議事日程（第28号）

平成25年11月27日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第144号から議案第196号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第144号から議案第196号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
欠席議員 2名		
27	番	辻 三千宣
49	番	山 本 教 和
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書記 (議事課長)	米 田 昌 司
書記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書記 (議事課主幹)	中 村 晃 康
書記 (議事課主査)	村 山 トモエ

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆

危機管理統括監	渡 邊	信一郎
防災対策部長	稲 垣	司
戦略企画部長	山 口	和 夫
総 務 部 長	稲 垣	清 文
健康福祉部長	北 岡	寛 之
環境生活部長	竹 内	望
地域連携部長	水 谷	一 秀
農林水産部長	橋 爪	彰 男
雇用経済部長	山 川	進
県土整備部長	土 井	英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野	浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井	隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺	将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古	定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下	幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤	敦 央
企 業 庁 長	小 林	潔
病院事業庁長	大 林	清
会計管理者兼出納局長	中 川	弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎	恭 典
教 育 長	山 口	千代己
公安委員会委員長	西 本	健 郎
警 察 本 部 長	高 須	一 弘
代表監査委員	福 井	信 行
監査委員事務局長	小 林	源太郎

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	速水	恒夫
選挙管理委員会委員長	宮寄	慶一
労働委員会事務局長	前畷	卓弥

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました、議案第167号、議案第168号、議案第177号及び議案第178号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月22日までに受理いたしました請願4件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。  
以上で報告を終わります。

---

人委第 149 号

平成25年11月25日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成25年11月22日付け三議第128号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第167号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第168号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第177号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第178号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員  
会の意見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例案は、人事委員会の議会及び知事に対する平



成25年10月10日付けの給与改定に関する報告等に鑑み、勤務一時間当たりの給与額を改正するものであり、適当と認めます。

別 紙 2

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、定年前早期退職者募集制度の創設等に関し、規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 40	<p>(件 名) 私学助成について</p> <p>(要 旨)</p> <p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常費二分の一助成を早期に実現してください。</p> <p>また、小・中学校においても国の補助に加え、県費の上乗せをしてください。</p> <p>2 保護者負担の軽減のため、就学支援金の実施に伴う高校授業料等減免補助の対象を拡大するとともに、補助額を増額してください。</p>	<p>三重県津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 大久保 孝 栄 中 西 勇 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三</p>	25年11月

	<p>(理 由)</p> <p>私学助成につきましては、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。</p> <p>私どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせています。</p> <p>しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題です。</p> <p>また、平成22年度から高校授業料就学支援金が支給されており、来年度から一部見直しが行われる予定ですが、県費による上乗せ補助及び入学金補助の対象は低所得者世帯に限定されております。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っています。</p> <p>国の教育振興基本計画には「私学助成その他の総合的な支援」と「学校法人に対する経営支援」が明記されているところであり、これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができますよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、ここに請願いたします。</p>	<p>稲垣 昭 義 服部 富 男</p>	
--	--	--------------------------	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 41	<p>(件 名)</p> <p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院並びに政府</p>	<p>名古屋市中区丸の内 3丁目2番29 ヤガミビル7階 B型肝炎訴訟名古屋 弁護士団 代表 増田 聖子 ほか1名</p>	25年11月

<p>(内閣総理大臣・厚生労働大臣)に対し、現在の医療費助成は、対象となる医療がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼることから、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設することと障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされていることから、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすることという内容の意見書を提出していただくようお願いします。</p> <p>(理 由)</p> <p>(1) 現在、わが国におけるウイルス型肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス型肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス型肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。</p> <p>(2) しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。</p> <p>そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>小 野 欽 市  小 林 正 人  藤 田 宜 三  稲 垣 昭 義  服 部 富 男</p>	
--	--	--

政的・社会的支援が求められるところであり、国の「平成26年度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられている。

- (3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たりうる地位にあるものは1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。
- (4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、被害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、わが国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。
- (5) このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、わが国のウイルス性肝炎が「国民

	<p>病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾がいつそう鮮明となっている。</p> <p>ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法定定時よりいつそう明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきである。とりわけ、高額の治療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。</p> <p>(6) 以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府(内閣総理大臣・厚生労働大臣)に対し意見書を提出していただくようお願いします。</p>		
<p>請 42</p>	<p>(件名) 将来にわたって持続、安定的な介護保険制度の確立と更なる運営の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 国において、社会保障制度改革に着手され、介護保険制度についての見直しが行なわれているところであるが、介護保険が将来にわたって持続、安定的な制度として確立されるよう、国の責務において、サービス供給体制の整備を図るとともに必要財源を確保されますようご決議をいただき、国の関係機関に対して意見書をご提出くださるようお願いいたします。</p> <p>(理由) このたび開催された第51回社会保障制度審議会介護部会において、軽度の要介護者に対する一定条件下での入所提案がなされたことは、大変喜ばしいものでありますが、今後、社会保障制度改革国民会議の最終報告における指摘に基づいて介護保険部会等の審議を経て、制度改正に着手される</p>	<p>三重県津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 西元 幸雄</p> <p>(紹介議員) 大久保 孝 栄 中 西 勇 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男</p>	<p>25年11月</p>

	<p>にあたっては、ことさら強調されている介護給付の効率化、重点化が国民の負担増、給付制限に繋がることのないような措置をお願い致します。</p> <p>また、介護予防給付は、地域支援事業へと移行され、住み慣れた地域社会で自立した日常生活支援総合事業として、市町村の裁量による柔軟で効率的、効果的な取組みを推進することとされているところでありますが、過疎高齢地域等においては、今まで以上に地域格差が生まれ、不十分なサービス供給となることが懸念されています。こうしたことから事業の移行に当っては、地域の実情を十分に踏まえた対応をお願い致します。</p> <p>なお、介護サービス量の増大を目前にして、将来を見据えた介護人材の総合的、計画的な確保対策の確立を強く要望しますとともに、介護従事者の処遇改善及びキャリアパスの確立を図るため設定された介護職員処遇改善加算のなお一層の充実をお願い致します。また、処遇改善加算の算定に関する基準に定められている処遇改善対象者については、介護施設内の統一的な人事管理や処遇面から、介護職員に限らないような見直しをお願いします。</p> <p>なおまた、職員配置の実態に即した人員配置基準の見直しと介護報酬の改善についての措置を講じていただきますようお願い致します。</p> <p>以上のような理由から、社会保障制度の見直し、とりわけ介護保険制度改革に当っては、将来にわたって安定的で持続可能な制度の確立を図られるよう強く要望いたします。</p>		
--	--	--	--

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 43	<p>(件名) 三重県工業研究所における継続的な日本酒の研究体制の安定化を求めることについて</p> <p>(要旨) ・高い品質の三重の日本酒を、豊かな三重の食を際立たせるキーアイテムとして捉え、三重県を優れた食の世界ブランドとして確立させる大きな戦略の立案・実行をお願いします。</p>	<p>三重県津市大谷町141-4 三重県酒造組合 会長 重藤 久紘</p> <p>(紹介議員) 下野 幸助 大久保 孝栄 小野 欽市</p>	25年11月

<p>・高い品質の三重の日本酒を造るために、三重県工業研究所の醸造部門を中心とした、継続的な日本酒の研究体制の安定化をお願いします。</p> <p>(理 由)</p> <p>近年、世界で日本食のファンが増えています。また、ユネスコ無形文化遺産登録といった報道もされています。それに伴い、日本酒の輸出が盛んになってきました。その際、日本酒を紹介するのに、製造方法や味わいのことはもちろんですが、その酒が生まれた地方の食、料理、歴史などについての説明を求められることがよくあります。嗜好品である日本酒には、食との相性の探求も、大きな魅力のひとつです。</p> <p>山形、福島を始めとする東北各県は、灘、伏見の大手メーカーの大量生産による清酒とは一線を画した高い品質の日本酒を、十数年前から明確な戦略に基づき市場に送り出してきました。その結果、日本ばかりではなく世界市場でも、優れた日本酒の地域ブランドとして認知されています。</p> <p>三重県は、松阪牛、伊勢海老、鮑、牡蠣など、おいしい食材が豊富です。高品質の日本酒を造るための、良質な米と上質な水にも恵まれています。三重県農業試験場の開発による「神の穂」、伊賀地区の「山田錦」など数多くの良質な米に恵まれています。水は、鈴鹿山系、布引山系を源とする豊富な伏流水など、豊富で高品質です。また酵母は、三重県工業研究所が開発した酵母 MK-1、MK-3、MK-5 が三重県の酒を特徴付けています。ただ、優れた食の地域ブランドとしての三重県の知名度は決して高くありません。</p> <p>高い品質の日本酒を造るためには、高度なバイオ技術を利用しながら、きめ細やかな酒造りが必要とされます。技術力を生かした小さな酒蔵が活躍できる時代です。三重の日本酒の競争力を高めるためには、最新の研究はもちろんのこと、きき酒能力にも優れ、地域の酒蔵の現場を知り尽くした研究員が必要です。研究員の研究環境が安定し、三重の酒蔵と継続的に技術研究・技術支援が行われることにより、高い品質の日本酒を造ることができると考えます。</p> <p>今後、国内でも食の地域間競争がますます激しくなってくると思われます。高い品質の日本酒は、地域の食、料理を紹介する際にキーマンとして、その魅力を一層際立たせることができま</p>	<p>小 林 正 人 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 服 部 富 男</p>	
--	--	--

	す。明確で確固たるブランディング戦略を持つことで、三重県が、優れた食の世界ブランドとなるものと確信します。	
--	---	--

## 質 疑

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第144号から議案第196号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 藤根正典議員。

〔3番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○3番（藤根正典） おはようございます。熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第145号平成25年度三重県一般会計補正予算（第6号）について、質疑をさせていただきます。

まず、教育委員会歳出補正予算の学校防災機能強化事業費についてお伺いをいたします。

東日本大震災では多くの児童・生徒が被害を受けたことから、児童・生徒の命を守るため、一層の取組が必要であるということで、平成23年12月につくられた、三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉に基づき、学校の防災機能の強化を図るということで事業が進められてきたということですが、この学校防災機能強化事業は、県立学校の防災機能強化としてライフジャケットの整備を、そして、小・中学校の防災機能の強化として、平成24年度からの2カ年で、非常用発電機、投光器、簡易トイレ等の購入や、備品等の転倒・落下防止対策、ガラスの飛散防止対策など、市町の取組を支援する内容となっております。

平成25年度の当初予算として1億978万1000円計上されていたものが、今回の補正で4894万5000円減額されています。県立学校への衛星携帯電話の配備に伴う増額が行われておりますから、市町の取組支援についての部分が大きく減額されているのではないかというふうにも考えております。

そこで伺いますが、学校防災機能強化事業費の減額についての理由と、事



業の進捗状況についてお聞かせください。

○**教育長（山口千代己）** お尋ねの小・中学校防災機能強化補助金についてでございますが、平成24年度、25年度の2カ年におきまして、補助率2分の1で、非常用発電機、投光器等防災機器の整備、ガラス飛散防止対策などについて、市町教育委員会の取組を幅広く支援してきました。

平成24年度は12市町の213校で事業が実施され、補助金額は1億2490万4000円でございます。

平成25年度につきましては、補助対象項目を増やしたことにより、10月末現在で20市町の280校で事業が実施され、補助金額は申請額ベースで1億3148万1000円でございます。

12月補正に当たり、各市町教育委員会に確認しました結果、今後においても大きな額の申請の見込みがないことから、今回、減額補正を行ったものです。

県教育委員会では、これまでこの補助金を利用していない市町を中心に、担当者が直接訪問するなどして補助金の周知や説明を繰り返し行い、希望する市町には2年間で全て補助いたしました。

また、市町に対しましては2カ年の事業である旨を繰り返し説明していることから、当初の予定どおり、平成25年度で事業を終了する予定でございます。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○**3番（藤根正典）** 御答弁をいただきました。

2年間で合わせて490校余りですか。そして、2億5000万円余の補助をしていただいて、市町の防災備品、学校防災備品の購入についての支援をしていただいたという御答弁でございました。

再三、市町のほうにもお願いをしていただいたということなんですけど、この事業を受けなかった市町は幾つかあるんでしょうか。

○**教育長（山口千代己）** 2カ年を通じて申請のない市町につきましては、5

市町でございます。

以上です。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） その5市町、2カ年で申請がなかったということですが、県教育委員会としてはもうこれで、県内の各公立学校の防災備品の強化については大丈夫だという判断は持っていらっしゃいますか。

○教育長（山口千代己） 今回の事業で、全公立小・中学校、553校ございますが、2カ年合わせて延べ493校で防災機能の強化がなされたこと、また、これまで市町教育委員会からの申請額どおりの補助をしてきたことから、学校の防災機能の強化は進んだと考えております。

今後は、学校防災リーダーの養成、学校防災に係る生徒間交流の支援、防災ノートを活用した学習や体験的な防災学習、あるいは地域と連携した防災の取組などで、市町教育委員会や学校を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 今、これからの取組というあたりのところも御答弁をいただきました。

学校防災機能強化事業については2カ年で最初の事業の予定を果たしているという認識でいらっしゃるというふうに理解をしますが、引き続き、やはり市町としっかりと連携をとっていただきたいという部分があります。やはり、それぞれの学校で防災備品等々の強化という部分はこれからも必要なものが出てくる可能性がありますし、学校が地域の中で、一般質問で言わせていただきましたけれども、避難所としての機能を有していることから考えても、地域との連携の中でやはり必要なものという部分があるかと思っておりますので、市町とのしっかりとした連携という部分をこれからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、雇用経済部関係の12月補正予算の債務負担行為である熊野古

道伊勢路誘客促進業務委託に係る契約にかかわって、その内容と、熊野古道世界遺産登録10周年に向けての観光・国際局の取組についてお伺いしたいと思っております。

御遷宮により今年の伊勢神宮参拝者が年間1300万人を超える勢いであり、県内各地の観光入り込み客数が増加することも期待されています。東紀州においても、今年度末までには高速道路の概成が整うこともあって、来年の熊野古道世界遺産登録10周年を、観光振興をもとにしての、地域の活性化への絶好の機会と考えております。

知事には提案の中で、観光キャンペーンを官民一体となって展開し、効果的な情報発信とおもてなしの向上により持続性のある観光振興を図っていききたいと、熊野古道世界遺産登録10周年に向けての思いを述べていただきました。今年度も観光・国際局として、熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業に取り組んでいただいております。

しかし、効果的な情報発信ということから考えたとき、熊野古道世界遺産登録10周年についての情報発信がまだまだされていないように感じてなりません。

先日、三重テラスにお邪魔をさせていただきましたけれども、それぞれの市町のブースとかも工夫していただいているなというところは感じつつ、熊野古道世界遺産登録10周年というあたりのところのPRはまだまだこれからなのかなというふうなところも感じさせていただきました。

しかし、情報発信は年度内からも必要ではないかなという思いも持っております。

そこでお伺いしますが、この債務負担行為として、平成25年度から26年度の期間、限度額が1131万5000円の契約となっています熊野古道伊勢路誘客促進業務委託に係る契約の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、観光・国際局として、来年の熊野古道世界遺産登録10周年に向けてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

**○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）** この業務契約は、熊野古道伊勢路

への送客を促進するため、名古屋から馬越峠や松本峠などの各峠をつなぐ熊野古道シャトルバスを毎日1往復運行するものでございます。具体的には、バスの運行管理、予約、利用促進のための広報などを委託いたします。来年4月1日から送客するには、本年度中からの事前の広報や、お客様からの申し込みを受け付ける必要があるため、債務負担行為の議案を提出しております。

また、熊野古道世界遺産登録10周年に向けての観光・国際局としての取組ということでお尋ねでございますが、観光・国際局といたしましては、今後、東紀州地域で打ち出されます熊野古道世界遺産登録10周年に向けた様々な具体的な取組を、三重県観光キャンペーンを通じまして、首都圏、三重テラスがでございます、それから中部圏、桜通りカフェがでございます、関西圏、関西事務所というようなところを通じまして、全国に情報発信を行ってまいります。

また、熊野古道シャトルバスを活用した送客とともに、地元市町や観光協会、東紀州地域振興公社などにより構成されます三重県観光キャンペーン東紀州地域部会でまとめた企画を、首都圏、中部圏、関西圏などの旅行会社に具体的な旅行商品として提案し、積極的な誘客を促進してまいります。

さらに、台湾などからの誘客を図るため、海外の旅行会社に働きかけ、熊野古道伊勢路の魅力を体感してもらい、ツアーコースの造成などにつなげてまいります。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

情報発信という部分を、国内、そして海外へと観光・国際局のほうから発信していただいて、さらには南部地域活性化局や地元の市町とも協力してやっていただけるというようなことで感じさせていただきました。

熊野の地は、まさにスローライフの象徴といえますか、精神的な癒やしの場として現代によみがえって多くの人を招き入れると、それが熊野古道のゆえんであり、10周年に向けての非常に有効な部分ではないかなというふうに

も思っております。

一昨年台風12号で大変な被害を受けた紀伊半島の南部ですけれども、三重も和歌山も奈良も、3県とも、国際的にも、来年の10周年というものを、多くの人を呼び込んで地域の活性化を進める絶好のチャンスというふうにも考えております。

世界遺産登録10周年を活用した活性化に向けて、県の支援策、効果的な情報発信、しっかりと予算の伴う事業展開、また、市町と協力して事業を進める体制の強化というところを引き続きしっかりと検討していただいて、伊勢神宮の御遷宮から熊野古道10周年へとしっかりとつなげていただける、そういう施策を来年度、引き続き進めていただくということをお願いさせていただきまして、私の質疑を終了させていただこうと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 36番 中森博文議員。

〔36番 中森博文議員登壇・拍手〕

○36番（中森博文） おはようございます。

自民みらいの、名張市選出の中森でございます。議案質疑をさせていただきたいと存じます。

議案第145号平成25年度一般会計補正予算（第6号）において提案されました建築物地震対策促進事業費、これは不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化について、県の考え方についての質問をさせていただきたいと存じます。

そもそもこの地震対策というのは、建築基準法というのがもとよりございまして、この法律というのは昭和25年制定なんですね。その後、昭和39年の新潟地震だとか、昭和43年ですか、十勝沖地震と、それぞれ地震があるごとに改正されてきました。

建築基準法というのはなかなか、きちっと構造的に決めても、やはり経済設計とか、大きければいいとか強ければいいというものではないというか、そうしないと建物の機能ができないので、コンクリートを厚くすれば、柱を

大きくすればいいという、経済設計ということもありますので、いろんな角度から検討されている法律の中の構造基準であります。

昭和53年の宮城県沖地震のときに、改めて耐震についての設計が、いわゆる新耐震ということ念頭に入れた大きな改革がなされました。昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に改正されたわけでありまして。いわゆる新耐震というような表現で今言われておりますが、この新耐震という基準は、そもそも今で言う震度5強の中規模地震に対してほとんど損傷のないようなものとしてあったんですけれども、その後、新耐震では震度6強から震度7程度のいわゆる大地震を想定して、倒壊しない程度の被害までの設計をする。要するに、ひびが入ってもとか、人の命を救うというぎりぎりのところで建物というのは設計されているわけでごさいます。全て新耐震だとひび一つ入らんのかということではない、という設計内容になっているわけです。

そして、平成7年の阪神・淡路大震災のときに、改正された中の新しい新耐震にかかわる耐震改修をやっていこうと、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法というのが制定されまして、耐震に対する改修についていろいろと支援していこうとされたわけです。

その法律をもとに、さきの平成17年でしたか、新潟県の中越地震があつて、中央防災会議で耐震の緊急対策方針というのが打ち出されて、国も行政も支援していこうと、建物の指導強化だけと違って、耐震改修にかかわる支援をしっかりとしていこうと、拡充が図られたわけでありまして。その後、さきの平成23年の東日本大震災の教訓で改めて、耐震診断、耐震改修の重要性が問われたという経過でごさいます。

今、日本は地震の活動期に入っているとされておりまして。さらに、南海トラフ地震、首都直下型地震など、非常に大きな地震が予想されておりまして。

住民の生命、財産を守り、地域の防災や安全を確保するためには、現在も進めていただいております住宅の耐震化を進めるとともに、不特定多数の方々が利用する大規模建築物等の耐震化を促進することが、重要かつ緊急の課題となっております。

こうしたことから国では、建築物の耐震化を促進するため、不特定多数の利用する大規模な建築物等の耐震診断、耐震診断結果の公表を義務づける耐震改修促進法の改正が行われまして、一昨日11月25日に施行されたところであります。

さて、不特定多数の者が利用する大規模な建築物とは、一般的になじみのあるところで、旅館とかホテルとか病院、それから、某大手スーパーとか、そういう建築物が当たるわけでございまして、三重県におきましても、そもそも耐震改修促進法では、所有者の耐震改修の努力義務がかけられていたわけでありまして。

例えば1000平米以上の旅館とかホテルとかいうのは、耐震改修の必要な建物が三重県で200棟余りありまして、その耐震化率が50%と、半分ぐらいしか耐震化されていないと。

今回の改正では、それは5000平米以上ですので、1000平米以上はもともとあったんですけれども、そのうちの5000平米以上の大規模建築物、旅館でいきますと50棟ぐらいあるんですけれども、対象となっております。

今回の改正で何が変わったのかと改めて考えますと、1000平米以上のものはもともと努力義務があったんですけれども、5000平米以上のものについての耐震診断を義務化して、その結果を公表すると、こういうものでございます。耐震診断の結果報告は平成27年末になっております。

国は、全体の耐震化率80%を90%に、1割上げようという目標としているわけでありまして。

改修には非常に大きな経費もかかりまして、大規模になりますと億単位の経費がかかります。そのためには、補助金の拡充など、支援策が求められていると、こういう状況であります。

県におかれましては、いち早く法改正に対応していただいて、今回の補正予算案として、耐震診断が義務化される大規模建築物等の耐震診断費用を計上されたところであります。

そこで、この耐震診断の補助に関しまして、具体的な内容についての御所

見、そして、これら大規模建築物等の耐震改修を促進するためには、耐震診断を行った後の、耐震改修のための支援が必要と考えます。そこで、耐震改修のための支援としてどのようにお考えになっているのか、御所見をお伺いいたします。

○**県土整備部長（土井英尚）** 議員御指摘の耐震改修促進法の改正に合わせまして、国では対象の大規模建築物に対し地方公共団体が補助を行った場合には、国の補助額をさらに上乘せする、加算する制度を創設し、耐震診断を強力に推進することとしているところでございます。

本県におきましても、この国の補助制度を活用し、県と市町が連携して耐震診断の補助制度を創設することとしたところでございます。

具体的な内容としましては、大規模建築物の所有者が耐震診断を受けようとする場合にかかる経費につきまして、補助基本額内において、国が2分の1、県4分の1、市町4分の1と分担して、耐震診断の全額補助を行おうとするものでございます。

なお、改正法では平成27年末までに耐震診断を終えることが義務づけられているということですから、できるだけ早期に耐震診断を受けていただくよう、市町とともに強く働きかけていく所存でございます。

また、次のステップである耐震改修にかかる経費につきましても、その支援に対しましては、平成26年度予算編成におきまして、国や他県の動向等も注意しながら鋭意検討してまいりたいと考えております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○**36番（中森博文）** 今年の4月ですか、第183回の国会がございまして、衆議院の調査局国土交通調査室が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして審議されてございまして、たまたま上京した際、担当者とお会いする機会がございまして、中を見せてもらった上で、基本的には賛同した上で、5000平米って大きいなど、こんなことで、地方ではなかなか、5000平米は、数、限定的やなということで、もう少し、特に小学校やら幼稚園などは平米数を下げてほしいなど、こんな話もしたところでありま



すし。さらには、地方公共団体の体制や技術者の確保、こういうことも論議されておりました。

そういうことは、これは民間の建物をするわけですので、民間の建物は民間の方に発注するわけやからきちっとやってもらわなあかんということから、そういう建築士資格を持たれている建築士会連合会や耐震改修の設計をされる建築士事務所協会連合会とも十分協議をしていただいて、自律的というのか、自らきちっとやっていただける自律的監督体制をつくっていかないと、なかなか行政、直接工事ではないということもありまして、その辺も大切なことではないかなと、こんなことをお話した経緯があります。

今回、この事業は、地方公共団体を除く耐震診断を行う対象建築物の所有者に対する市町の補助ですので、その市町がきちっと体制なり制度をつくらなくてはいけないということが非常に必須条件となっているわけでありまして、今後、事業推進のための市町への調整状況についてはいかがでしょうか。進んでおりますか。

**○県土整備部長（土井英尚）** 法改正に伴いまして、まず、県と県内の全市町から構成されます建築物の耐震化の促進に係る市町連絡会を持っておりまして、それを開催し、法改正の内容についてまず周知を図り、そして、補助制度の創設に向けた検討を依頼しております。

さらに、耐震診断が義務化される大規模建築物のある市町と県で別途、三重県建築物耐震補助制度検討会を立ち上げまして、補助制度の創設に向けて協議を重ねてまいっております。

そのことから、大規模建築物がある市町では耐震診断費の補助制度の立ち上げに向けて取り組んでいただいております。補助要綱が定められる予定となっております。ということから、建築物所有者の耐震診断の意向が確認された場合は市町においても対応いただけると考えております。

また、耐震改修につきましても、実効性のあるものとするために、大規模建築物がある市町とともに検討を続けてまいりたいと考えております。

[36番 中森博文議員登壇]

○36番（中森博文） ありがとうございます。よろしく願いをいたしたい  
と思います。

今回の改正の中には、さらに緊急輸送道路というのがありますね。沿道にある建物が倒壊し壊れたら災害復旧工事に通れないと、こんなこともあって、この法律の中にはそういうことも含んだ指定をすれば指定期間にそういうことがされておりますが、今後検討課題であるかなど。大都市部では、これは当然やるべきでしょうけど、三重県にとっては、いろいろと地域性もありますので、今後の検討課題ではないかなと思います。

改めて今回の改正で、地震に備えての地域の安全性をどのような観点から必要かということも改めて考えるわけでございますけれども、最も重要なことは、建物の所有者が建物の性能を、本当に大丈夫かなということを、認識を、意識を改めていただくという機会になる、それが社会的責任を負うんだと、こういうことを認識していただくことが一番大事ではないかなと。そして、今までからあった1000平米以上のものについては、当然義務化はされておられませんけれども法律はあったわけですので、このメッセージが、5000平米以上は義務化やけれども以下は大丈夫と、こんなことではなしに、基本的に1000平米以上のものは社会的責任は負われていますよ、ということが前提で5000平米は義務化ですので、そういうような啓発も今後していただかなくてはいけないかなと思うわけであります。

本事業が、必ず到来するとされます大規模地震において、県民の命、また、県へ来ていただいている方々の命を救う、確実に救う一助となることは間違いのないわけでございます。

このことに、来年、再来年、2カ年、あと2カ年半ですけれども、しっかりと取り組んでいただいて、今後の耐震診断、安全な地域づくりに寄与していただければと思うところでございます。それでは、一句申し上げるんですけれども、普通にさらっといきたいと思ったんですけれども。

県民の 命を守る 県政に

と、こういうことでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

○24番（今井智広） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案質疑をさせていただきます。

私のほうは、議案第163号三重県地球温暖化対策推進条例案について、特に、これをいかに実効性のある条例にすることができるかということが大事でありますので、その取組について、確認の意味も込めて質疑をさせていただきたいと思います。

その上で、冒頭、知事におかれましては少子化対策に大変力を入れていただいておりますが、昨日、政府のほうは基金の創設をするという方針を固めたということで、森少子化担当相が閣議後記者会見で明らかにされました。やはり、子どもたちにしっかりと、この条例を提案したときに私も言ったんですが、子どもたちに豊かな環境、自然を引き継いでいくためにも、地球温暖化防止というのは大変重要なことであると思いますので、そのことについて、確認を含め質疑をさせていただきます。

私は、平成21年の第1回定例会で1回目に提案させていただいて、平成23年第2回定例会で知事に条例の制定をお願いいたしました。知事のほうからは前向きな答弁をいただいて、今回条例案として出てきたんだと、そのように思っております。

その中で、実効性のあるものにいかにしていくのかということ、この条文を見させていただく中で特に私を感じますのは、第2章の中にあります事業活動における地球温暖化対策、また、第3章、建築物における地球温暖化対策、この中で知事は、事業者がその事業活動における地球温暖化対策を行うために必要な事項に関する指針を定め、また、建造物のほうも指針を定めるとい、この指針がいかに具体的な内容で、事業者や建造物、建築物、そういったものに地球温暖化への取組を促すことにしていくのかということが大切になってくると思いますので、県としてはこの指針をどのようなものを

定めようとしているのか、そのあたりをまずお伺いさせていただきたいと思います。これが1点目です。

続いて2点目なんですけれども、もう一つ、実効性を高めていくためには、第7条で、まず、地球温暖化対策の目標の設定等で、事業者のほうに事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定めてもらうということを書いていただいております。

ここで言う事業者はどのような事業者が対象になってくるのかということも確認をさせていただきます。

もう一つ、第8条のほうで、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等においては地球温暖化対策計画書というのを提出してもらおうと。この地球温暖化対策計画書というのは、三重県生活環境の保全に関する条例の中の第9条のほうで以前は定められておりました。そこから取り出して今回条例をつくったので、この計画書が今回の対策推進条例のもとに位置づけられると思うんですが、その後ろに、前回までは報告書の提出までだったんですね。提出までだったんですけど、今後は、報告書、計画書の提出のみならず、しっかりと報告を、毎年実績を報告してくださいよということや、後ろのほうの条文には、それについて知事は勧告できる、また、理由なく勧告に従わなかった場合は公表できるという、罰則規定になると思うんですけれども、ここまで進めていただいております。

そのあたりの県の狙いといいますか、どのような形で進めていくのかということもお聞かせをいただきたいと思います。

最後、もう1点は、第6章の地球温暖化への適応という言葉であります。これは新しい概念になってくるんだと思います。平成22年の京都府の条例の改正において初めて適応ということが出てきて、今では京都府のみだと思っております。三重県が今回この地球温暖化への適応という条文を入れたことは高く私も評価をしておりますし、三重県らしさを出す部分でないのかなというふうに思っております。

例えば、洪水、地球温暖化による影響が多いと言われております台風など

の自然災害への適応でありますとか、農林水産物、地球温暖化が進む中でしっかりと作物をつくっていく、また、水産業を振興していく、林業を育てていくという、そういった部分の適応もあろうかと思しますので、三重県としてどのような、地球温暖化への適応というものを、これを入れた狙いと今後の取組というものを聞かせていただきたいと思います。

大変多くなりましたが、どうぞよろしくお願ひします。

○環境生活部長（竹内 望） 地球温暖化対策推進条例について幾つか御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、地球温暖化問題ですけれども、喫緊の課題であるという認識はされてきているんですけれども、必ずしも行動につながっていないということを踏まえまして、今回、事業者及び県民の皆さんの自主的かつ積極的な温暖化対策を推進することを目的としたこういう条例案を提出させていただいております。

この条例におきまして、事業活動、それから建築物における指針、これを県のほうで策定するというふうにいたしております。

まず、指針の具体的な内容ということなんですけれども、これまで実際に事業者の皆さんが取り組んでいただいて効果があった事例なども踏まえながら、温室効果ガスの排出削減に有効と思われる措置を個別具体的に明示していきたいというふうに思っております。

例えばですけれども、事業活動でいいますと、工場、事業所におけますボイラー、それから空調設備、こういったものへの省エネ技術の導入、さらには、エコドライブなど、自動車使用に伴う削減対策、こういったことを盛り込んでいきたいというふうに思っております。

次に、建築物におきましては、断熱化、あるいは空調設備や照明設備などの省エネルギーのための措置、あるいは自然の光の活用、緑化、こういった観点で幅広く盛り込みまして、指針を取りまとめていきたいと思っております。

次に、第7条の事業者の範囲なんですけれども、第7条は、効果的な地球

温暖化対策を推進していくためには全ての事業者の皆さんが目標及び措置を定めていただいて計画的に取り組んでいくことが重要ということで努力義務としておりますけれども、大規模事業者のみでなく、全ての事業者の方を対象としたいというふうに考えております。

それから、計画書制度の活用なんですけれども、これまで、御指摘いただきましたように三重県生活環境の保全に関する条例に基づきまして、計画書というのは出していただいていたんですけれども、今回の条例では新たに、取組の結果としての実施状況の報告書の提出もいただくというふうにしております。

これは、エネルギー使用量といったものを含めた詳細な情報を御報告いただいて、県として、各事業所、あるいは業種別といった形での課題を把握して今後の施策につなげていきたいと、そういう狙いでございます。

それから、適応のことのお話をいただきました。地球温暖化への適応ということについては、これまで温暖化対策というのが、温室効果ガスを削減するための取組を中心に行ってきたんですけれども、フィリピンの大規模な災害をもたらした巨大台風、あるいは集中豪雨、あるいは米の品質不良の発生、さらには稲の病害虫の分布拡大、こういった地球温暖化による影響が危惧されておるという中で、影響に適切に対処していく必要があるという新たな考え方、これを適応という言葉で表現しているんですけれども、こういったことが重要だろうと考えております。このため、この適応という考え方の周知と温暖化が進むことによる影響、こういった情報を幅広く提供していく必要があると考えております。

国におきましても、政府全体のこういった総合的、計画的な適応という切り口での取組を計画としてまとめようという動きが、今、あるところです。

県のほうでは昨年度、防災、健康、あるいは農業等の様々な分野における影響の現状把握、あるいは将来の推定、さらには影響の度合いといったことを調査しております。本年度はその結果を踏まえまして、地球温暖化への適応という観点で課題を整理いたしまして、いろんな施策や行動計画といった

ものに反映できるように、基本的な考え方というのを、今、整理しておるといふ状況でございます。来年度以降はそういった適応の考え方というのを、庁内、それから市町、広く周知を図っていききたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の条例制定を契機といたしまして、事業者、あるいは県民の皆さんに自主的に取り組んでいただけるように、指針であるとか計画書制度というのを有効に活用して実効性を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） どうも御答弁ありがとうございました。

本当に、実効性を上げていく取組ということで、指針のほうは個別具体的に、事業者や建築物に関してつくっていただけるということで、やっぱり、具体的にどのような効果があるのかも含めて、しっかりと策定をしていっていただきたいと、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

二つ目の事業者のところ、全ての事業者にやはり協力をしてもらうということは当然大事でありますし、県民ともども三重県を挙げて地球温暖化に取り組むという意味において、全ての事業者に出していただくということは重要であると思います。

また、地球温暖化対策計画書のほうも、今後さらに生かしていくために、報告も出してもらって、しっかりと課題を見つけてブラッシュアップしていく、これは大変重要なことですので、しっかりと進めていただきたいんですが、一方で、やはり事業活動も大切でありますので、そのあたりで事業者の意見もしっかりと聞いていただき、連携をとりながらこの部分を進めていっていただきたいと、そのように思います。

適応に関しましては三重県が、今、御答弁いただきましたが、これまで様々課題を把握したり、検証、いろいろと現状把握をしてきてもらったものを、今後いかに生かしていくかということが重要になってくると思います。

先ほど言ったように、京都のほうでは適応と条例の中に入っていますが、それ以外ではまだ、よその県では入っていないというふうに私は認識しております。

その中で、例えば三重県でいうと、お米の結びの神、これなんかも、暑さに強いお米ということで非常に注目度も高くなっていますし、今年は大変おいしいお米がとれたとも聞いております。やはりこういったことが、地球温暖化で進んでいく、今の環境変化に対する適応、対応ということになってくるんだと思いますので、このあたりも、防災、減災も当然でありますし、農林水産業の部分、影響の出ていくところとしっかり協議しながら新たな適応策を県と一緒に考えていってもらいたいと思いますので、よろしく願います。

あと2分です。お願いだけしておきます。

この中に、森林の整備及び保全でありますとか、当然、今回条例をつくってもらう中で、再生可能エネルギー源の利用でありますとか、環境教育、教育の部分ということがあります。この辺は環境生活部だけでは当然できていかないことになると思いますので、県庁を横断して横串を刺していただきまして、しっかりと足並みをそろえて、地球温暖化防止に対して進んでいっていただきたいと思います。

そして、これは今後の取組の中で、しっかりと実効性を上げていくためには、より県民の方に参加をしていただく、事業者の方に御理解いただき参加をしていただくということが大事になってきますので、ここにある普及啓発というところが大変重要になってくると思います。例えば、環境ノートを制作して、小学生用、高校生用とか事業者用というのをつくってやっていくとか、環境大使というものを任命して子どもの環境サミットをやっていくとか、様々な取組が今後考えられていくと思います。

地球温暖化の防止、三重県だけでできることではありませんが、それをやっていくことによって、様々な分野にとって大切な問題でありますので、それらの解決のために御尽力をいただきますことをお願いさせていただきます。



以下は、常任委員会のほうでしっかりまた審議していただくとお思いますので、そちらに委ねさせていただきます、質疑を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 以上で、議案第144号から議案第196号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（山本 勝） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第144号から議案第196号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
165	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
186	財産の取得について
187	財産の処分について
188	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について
189	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
190	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
163	三重県地球温暖化対策推進条例案
175	三重県環境基本条例の一部を改正する条例案
183	工事請負契約について（桑名市五反田事案恒久対策（分－3）工事）
191	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
166	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
184	工事請負契約について（一般国道260号（南島バイパス）道路改良（2号トンネル（仮称））工事（分－1））
185	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系5・6池水処理施設（土木）建設工事）
192	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
193	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
194	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
195	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について

196	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について
-----	------------------------------

教育警察常任委員会

議案番号	件名
180	三重県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
144	平成25年度三重県一般会計補正予算（第5号）
145	平成25年度三重県一般会計補正予算（第6号）
146	平成25年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
147	平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
148	平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
149	平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）
150	平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
151	平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
152	平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
153	平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
154	平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

155	平成25年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
156	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
157	平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
158	平成25年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
159	平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
160	平成25年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
161	平成25年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
162	三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例案
164	三重県災害救助基金管理条例案
167	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
168	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
169	三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
170	三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
171	三重県中小企業振興基金条例の一部を改正する条例案
172	三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案
173	三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案
174	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
176	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
177	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

178	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
179	三重県立美術館条例及び斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
181	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案
182	当せん金付証票の発売について

### 先議議案の審査期限

○議長（山本 勝） この際、お諮りいたします。議案第144号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。明28日は定刻より、県政に対する質問を行います。

### 散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。  
午前10時47分散会